

【緊急！】消費者トラブル注意報 第99号

訪問販売で契約後に見積書を請求させる業者！

突然訪問してきたリフォーム業者と屋根の修理の契約をした際、事業者あてに「本社に見積書を請求してほしい」、「契約書は本社へ送るように」と言われたとの相談が複数寄せられています。

この場合、いかにも訪問販売でなく、消費者からの要請で契約をしたような形になり、事業者から「訪問販売ではない」と主張され、クーリング・オフができないというトラブルになっています。

□事例1

自宅にリフォーム工事業者が訪問してきて、屋根の補修工事を契約することにした。その際、「本社に見積書の請求をしてほしい」と言われたので、言われたとおりにした。

後日、本社から送られてきた契約書にはクーリング・オフに関する記載がなかった。また、「来店したということで工事をして頂ければ、問題ありません」と記載された書類に署名するよう言われた。

□事例2

自宅の近所で工事をしていた業者から勧誘を受けて、屋根の塗装工事の契約をした。その際、「本来は事務所で契約してほしいが、今回は本社に契約書を送るように」と言われ、不審に思った。また、契約書にはクーリング・オフに関する記載がなかった。

■消費者へのアドバイス

- ① **すぐ契約せず、まずは家族などに相談しましょう。契約の前に見積書を受け取り、料金や作業内容を慎重に確認しましょう。必要に応じて複数の業者から見積書を取り、比較検討しましょう。**
- ② **契約の際は、契約書や領収書などの法定書面を必ず受け取りましょう。なお、訪問販売は法定書面を受取った日を含めて8日以内に書面で通知を発信すれば、契約の解除（クーリング・オフ）ができます。**

※お困りの際には、県や市町村の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。

■**熊本県消費生活センター 相談電話 096-383-0999**

(相談受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)